

(様式 16)

薬学教育評価

評価報告書

受審大学名 京都薬科大学薬学部

(本評価実施年度) 2022 年度

(作成日) 2023 年 3 月 1 日

一般社団法人 薬学教育評価機構

I. 総合判定の結果

京都薬科大学薬学部（6年制薬学教育プログラム）は、薬学教育評価機構が定める「薬学教育評価 評価基準」に適合していると認定する。

認定の期間は2030年3月31日までとする。

II. 総評

京都薬科大学は、「薬学を基盤とした学術的探究心と実践意欲を伴う思考力及び行動力、さらには多様性に対応できる人間性を兼備した薬剤師の素養を身につける教育研究をとおして、医療、福祉及び社会の発展に貢献しうる有用な人材を養成することを目的とする」を教育研究上の目的と規定し、Science（科学）、Art（技術）、Humanity（人間性）のバランスのとれた薬剤師である「ファーマシスト・サイエンティスト」を育成することを目標としており、教育研究上の目的に基づいた「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を制定して6年制薬学教育を行っている。

ディプロマ・ポリシーには、5つの資質・能力が設定され、それらに対応してカリキュラム・ポリシーには5つの項目が設定されており、特に、1年次に問題解決能力に必要なアカデミック・スキルを習得するための演習科目を実施し、卒業研究を3年生後期から開始することによって、「ファーマシスト・サイエンティスト」のうちScience（科学）、Art（技術）に関する資質・能力を醸成するための特徴的な教育が行われている。

一方、Humanity（人間性）に関する教育は、第1期評価において指摘されていたSGD（Small Group Discussion）などの参加型授業形式を増やす工夫や順次性・体系性のある科目設定が望まれることに対する実質的な改善が行われておらず、「ファーマシスト・サイエンティスト」が目標とするScience（科学）、Art（技術）、Humanity（人間性）のバランスがとれているとは言い難い。また、第1期の評価において改善が求められていたシラバスの記載の不備の改善もなされていない。このような第1期評価における指摘に対する改善が十分に行われていない原因としては、自己点検・評価運営委員会が十分に機能していないこと、教育評価の基準が機関別評価の基準にとどまっており、薬学教育評価のための明確な基準が設定されていないこと、さらに自己点検・評価が恒常的かつ適切に行われていないことがある。また、自己点検・評価運営委員会の学内委員が学長及び各主要委員会委員長のみで構成されていることも第三者的視点で自己点検・評価を行うためには不十分

であると考えられる。

京都薬科大学は、学修成果を評価するためにアセスメント・ポリシーを定めているが、現状では科目レベルの学修成果の評価にとどまっているので、教育課程レベルの学修成果を評価できるようにアセスメント・ポリシーを整備して、学生が身につけるべき資質・能力を適切に評価するように改善することが求められる。

今後、内部質保証の体制を整備し、京都薬科大学がめざす「ファーマシスト・サイエンティスト」を育成する教育がさらに発展することを期待する。

Ⅲ. 『項目』ごとの概評

1 教育研究上の目的と三つの方針

本項目は、おおむね適合水準に達しているが、カリキュラム・ポリシーにおける教育方法の設定、及びアドミッション・ポリシーにおける評価・選抜の方法において懸念される点が認められる。

京都薬科大学の教育理念は、「本学は高度の教育及び学術研究機関として、薬学の教育及び研究を推進することにより、生命の尊厳を基盤として人類の健康と福祉に貢献することを教育理念とする。」であり、これを踏まえて、教育研究上の目的が学則に「薬学を基盤とした学術的探究心と実践意欲を伴う思考力及び行動力、さらには多様性に対応できる人間性を兼備した薬剤師の素養を身につける教育研究をとおして、医療、福祉及び社会の発展に貢献しうる有用な人材を養成することを目的とする」と規定されている。さらに、薬剤師のニーズも踏まえて、教育目的として「本学における教育は、医療・創薬・生命科学に関する幅広い専門知識に基づいた思考力と行動力、さらには豊かな教養と生命の尊厳を踏まえた高い倫理観を伴う人間性を兼備した薬剤師に必要な能力を身につけ、臨床領域をはじめ、創薬科学領域、学術・教育領域、保健・衛生領域等、多様な領域において活躍できる人材を育成することを目的とする。」と定められている。

このような教育理念と教育目的に基づき、Science（科学）、Art（技術）、Humanity（人間性）のバランスのとれた薬剤師である「ファーマシスト・サイエンティスト」を育成することを目標としている。

教育目的は、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとなっており、学生便覧、シラバスに掲載されて教職員及び学生に周知が図られ、ホームページ等で公表されている。

京都薬科大学の、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー、DP）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー、CP）は以下のように設定されている。

卒業の認定に関する方針（DP）は、所定の単位を修得し、次の5つの素養を身につけた学生に学士（薬学）の学位を授与するとされている。

DP1. 多様な医療関連分野において、基礎薬学および臨床薬学の知識・技術を統合的に活用できる。（科学・技術）

DP2. 問題発見・解決において、基礎薬学および臨床薬学の知識・技術を基に思考・実証できる。（科学・技術）

DP3. 社会での薬学的知識・技術の活用において、生命を尊重する倫理観および幅広い教養を基に他者の多様性に対応できる。（人間性）

DP4. 薬学的知識・技術を基に多職種連携を担ううえで、他職種との協働に対応できる。（人間性）

DP5. 自己研鑽し続け、医療の進歩への対応と後進の育成に臨む意欲と行動力を有している。（科学・技術・人間性）

このように、「ファーマシスト・サイエンティスト」が基盤とする科学・技術、人間性の観点から、DPには5つの素養が設定されている。この5つの素養に対応して、以下に示す5つの項目から成る教育課程の編成及び実施に関する方針（CP）が設定されている。

CP1. 専門的実践力の養成（科学・技術）

初年次における薬学準備教育の充実により、高等学校と大学との知識を連結させ、薬学への関心を高める。「薬学教育モデル・コアカリキュラム」を基本とした、本学独自の学修内容で体系的に薬学を学ぶことにより、高度な知識、統合的な思考力、技術、態度を身につけ、医療を通じて人に奉仕し、社会に貢献できる能力を育む。

CP2. 研究的思考・実践力の養成（科学・技術）

総合薬学研究（卒業論文研究）において、最先端の科学に接することにより、4年次までに培った統合的思考力と技術をさらに高め、これらを基盤とした問題発見・解決能力を養成する。さらに5年次より探求薬学コースあるいは実践薬学コースへのコース選択により、専門性を深化させその領域において創造性を発揮できる能力を育む。

CP3. 教養と倫理観を伴う人間性の醸成（人間性）

初年次から教養教育および語学教育を充実させ、幅広い教養と視野を身につけ、医療に関わる専門家として、より深く他人を思いやる心と生命を尊重する倫理観を育む。

CP4. 社会における協働力の養成（人間性）

初年次におけるアクティブラーニング的な学習形態を取り入れた少人数教育（早期体験学習、基礎演習）等を発端とし、総合薬学研究における分野等での他者との協働活動や実務実習において様々なニーズをもつ人々と接することで、実践的コミュニケーション能力を高め、医療機関や地域におけるチーム医療をはじめとする様々な環境や職域において活躍できる能力を育む。

CP5. 自己研鑽意欲と教育意欲の醸成（科学・技術・人間性）

総合薬学研究における分野等での研究活動を通じて、自ら答を見つけることの大切さを実感し、日々進歩する医療に対応するために常に自己研鑽する意欲と態度を身につけ、他者に対し指導や議論、プレゼンテーションをすることにより、後進を育成する意欲や行動力を育む。

このように、5つの素養から構成されるDPに対して整合性のとれたCPが策定されており、教育内容・方法が設定されている。しかしながら、CP（特にCP1、2、3）において教育方法に関する設定が不十分であるので、教育方法を具体的に設定する必要がある。CPの学修成果の評価の在り方に関しては、「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」に設定されているが、その内容には不十分な点があるので項目3-3にて指摘した。さらに、CPは学習の質を重視し、学習・教授方法及び成績評価のための課題が意図する成果のために想定された学習活動に整合するように設定されているとは言えないので、今後、設定されることが望まれる。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー、AP）は以下のように設定されている。

以下の能力を備えた者を、各種選抜試験を通して入学させる。

AP1. 理科や数学などの基礎科学に加え、英語力など、薬学を学ぶ上で必要な、幅広くバランスの取れた知識や技能を有している。（知識・技能）

AP2. 論理的に思考・表現し、自らの考えを的確に他者に伝えることができる。（思考力・

判断力・表現力)

AP 3. 自ら進んで物事の課題や問題点を考え、解決するために努力できる。(主体性)

AP 4. 思いやりと協調性を持ち、他者と円滑にコミュニケーションをとることができる。
(協働態度)

入学者の受入れに関する方針 (AP) において、どのような能力をもつ学生を求めるかが設定されている。しかし、APに定められた能力をもつ学生をどのように評価・選抜するかが具体的に設定されていないので改善する必要がある。

以上の三つの方針は、学生便覧、シラバスを通じて学生に周知されている。また、大学案内及び大学公式ウェブサイトにて公表されている。教員に対しては、今後も教授会などで、三つの方針への理解を深めるような機会を設けて継続的に周知することが望ましい。

第1期の薬学教育第三者評価において、「教育研究上の目的について常置された責任ある組織による定期的な検証が行われていなかった」と指摘されたことに基づいて、2016年4月に「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会規程」の改正により(規程第2条を整備)、自己点検・評価運営委員会を常置し、定期的な点検・評価が行えるよう体制を整備した。

教育目的及び三つの方針の検証は、自己点検・評価運営委員会の依頼により、教務部委員会、学生部委員会等の委員会、及び図書館運営委員会等の薬学の教育研究附属施設等の運営委員会において実施することが規定されている。2021年度は、教育目的及び三つの方針について検証が行われた。また、日本製薬工業協会と京都府薬剤師会へのヒアリングによって医療を取り巻く環境、薬剤師に対するニーズの変化について調査を行っており、学外に積極的に医療を取り巻く環境、薬剤師に対するニーズの変化について調査する姿勢は評価できる。

以上のように、2020年度以前の定期的な検証に不十分な面があるが、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズの変化に関する調査も実施しており、2021年度は教育研究上の目的及び三つの方針が検証されている。2021年度以降についても検証のスケジュールを策定しているので、自己点検・評価運営委員会規程第2条に規定されているように、今後、教育研究上の目的及び三つの方針についての定期的な検証は、毎年実施することが望まれる。

2 内部質保証

本項目は、自己点検・評価の体制、計画、評価基準の設定に重大な問題があり、適合水

準に達していない。

京都薬科大学には「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会規程」が定められており、「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会規程第1条」に全学内部質保証推進組織として「自己点検・評価運営委員会」を設置することが規定されている。自己点検・評価の対象として、1) 大学の理念・目的に関すること、2) 教育研究上の組織に関すること、3) 学生の受け入れに関すること、4) 教育課程に関すること、5) 研究活動に関すること、6) 教員組織に関すること、7) 施設設備に関すること、8) 図書館の資料及び図書館に関すること、9) 学生生活への配慮に関すること等、12項目が設定されているとしているが、それぞれの項目に対する評価基準は不明である。

自己点検・評価運営委員会の委員長は学長が務め、必要と認める教育職員及び事務職員を自己点検・評価運営委員会委員として任命し、学外の有識者を委嘱することが定められている。また、2021年度に外部委員を加えた規程に改正され、自己点検・評価を行う組織が整備された。しかし、自己点検・評価運営委員会を構成する学内メンバーは、学長及び各主要委員会委員長であるため、第三者的視点で適切に自己点検・評価を行えるように委員の構成を検討することが望まれる。

「京都薬科大学内部質保証のための方針」に従って、以下のように自己点検・評価が行われることになっている。すなわち、教務部委員会、学生部委員会、入学試験委員会等の学内委員会が自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価運営委員会に報告する。その報告に対して自己点検・評価運営委員会がフィードバックを行うことでPDCAサイクルを機能させることになっている。しかし、この方針による自己点検・評価は、2022年度からの定期的なスケジュールが策定された段階であり、実質的なPDCAサイクルはまだ機能しておらず、定期的な自己点検・評価のスケジュールにしたがって、「京都薬科大学内部質保証のための方針」に沿った自己点検・評価を計画的に行うことが必要である。

京都薬科大学は、学修成果を点検評価することを目的とする「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」を定めており、このポリシーには、卒業の認定に関する方針に即した教育課程が有効に機能しているかを確認するための質的・量的な指標として、機関、教育課程、及び科目のそれぞれのレベルに応じて、アンケート、GPA (Grade Point Average)、単位取得状況、卒業状況などが設定されている。「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」に基づいた点検・評価結果は、自己点検・評価運営委員会にて精査を行い、教務部委員会へフィードバックを行っている。また、学生の受け入れに関すること、学生生活への配慮に

関すること、図書館の資料及び図書館に関する事等に関しては、入学試験委員会、学生部委員会、図書館運営委員会による検討が必要に応じて実施されている。しかし、「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」に基づいて行われている自己点検及び各委員会での自己点検・評価は機関別評価の基準に基づくものにとどまっているので、薬学教育に関わる評価基準も加えて、教育研究活動を質的・量的に解析できる自己点検・評価を行うことが必要である。

第1期の受審時における自己点検・評価報告書並びに評価結果、及び2015年度に大学基準協会による評価受審時の自己点検・評価報告書並びに評価結果が、大学公式ウェブサイトにおいて公開されている。しかし、大学が自主的に行った自己点検・評価の結果はホームページ等で公表していないので、今後はそれらを定期的に公開することが必要である。

京都薬科大学は、2019年度から「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」に基づく学修成果に関する評価に着手しているが、それまでは、現在も行っている「授業評価アンケート」を用いて授業改善を行っていた。「授業評価アンケート」は、Webによる回答方式を用いて実施し、科目担当教員は、アンケート結果から講義で工夫した点や改善したい点等をまとめた「リフレクション・ペーパー」を作成している。授業評価委員会は、アンケート結果を集計・整理した資料をもとに解析を行い、必要に応じて学長、授業評価委員会委員長による科目担当教員へのヒアリングの場を設けている。教員は、これによって次年度以降の授業改善に繋げている。

2019年度には、「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」に基づく第1回目の学修成果の評価に関わるデータ解析として学生を対象としたアンケート調査、留年率、ストレート卒業率、国家試験合格率、ストレート合格率等の評価を行い、自己点検・評価運営委員会を中心に、教育研究活動の改善が進められている。また、2019年度からはアンケート調査の1つとして「卒業時アンケート」を実施し、DPの達成度を学生が自己評価をして、達成度の低い素養について、教務部委員会において向上のための対策を検討している。また、在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況（入学者に対する標準修業年限内の卒業者の割合等）の入学年次別の解析結果に基づいた検討から、1年次における学修到達度がストレート合格率の低下に影響していることが認められたことから、1年次生を対象とした学習支援を実施している。

このように、京都薬科大学は「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」に設定された評価項目を解析し教育研究活動の改善を進めているが、これは2019年度に初めて解析が行われて自己点検・評価と改善の緒についたところであり、「京都薬科大学アセスメント・ポリ

シー」の対象外の諸項目についての点検・評価と改善への取り組みは不十分である。したがって、今後、大学が自主的に設定した評価基準の下で、整備された「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」等を用いて実施した自己点検・評価の結果に基づいて、教育研究活動の改善を行うことが必要である。

3 薬学教育カリキュラム

(3-1) 教育課程の編成

本項目は、おおむね適合水準に達しているが、教育課程の編成、シラバスの記載、教育課程の適切性の検証において懸念される点が認められる。

京都薬科大学は、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、科目群1～8の計156科目を開講し、教養教育、語学教育、人の行動と心理に関する教育、薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版の各項目の教育を行っている。

科目群は、科目群1（薬学教養）、科目群2（人と文化）、科目群3（外国語）、科目群4（体育）、科目群5（専門基礎科目）、科目群6（薬学専門教育科目（講義））、科目群7（薬学専門教育科目（実習））、科目群8（薬学専門教育科目（研究））に分類されている。また、1・2年次を基礎力養成期間、3・4年次を思考力養成期間、5・6年次を実践力養成期間と位置づけ、薬学教養、人と文化、体育、専門基礎の4つの科目群は低学年次に配当し、薬学専門教育は高学年次に配当している。英語は1年から4年まで配置され、4年次の「薬学英語4A」「薬学英語4B」では、原著論文の講読、英語で服薬指導するなどの医療の進歩・変革に対応し、医療現場で活用できる語学力を身につける語学教育が行われている。これらの他、高大接続教育として、入学直後に実施する数学・物理・生物の3科目の実力確認試験（各20分）の結果を基に補講対象者を決定し、1年次前期に「数学補講」、「物理学補講A」、「生命科学補講」を、1年次後期に「物理学補講B」の補講を実施している。これらの補講については単位認定がなく、対象者以外の希望者も受講可能である。

このように、京都薬科大学では体系性と順次性を考慮して科目を配置しているとしており、科目群とDPの関係がカリキュラム・マップとしてシラバスに明示されている。しかし、薬学教育カリキュラムに以下のような問題がある。

1. 選択科目「薬学演習」を選択している学生と、選択していない学生で「総合薬学研究B」の単位数が異なっているのは、科目の単位数の設定において不適切であるので、同一科目の単位数は同じになるよう改善する必要がある。
2. 4年次後期及び6年次後期の平日の時間割において、非常勤講師でない予備校講師が

担当している相当数の授業が必修科目である「薬学総合演習」や「アドバンスト薬学」と区別できない形で記載されているのは適切ではないので、予備校講師による授業を時間割から除くように至急改善する必要がある。

また、4年次前期に「実務事前学習」に関する内容が補講として実施されているが、必修とすべき内容であるので、正規科目として扱うことが望まれる。

科目の体系性と順次性を示したカリキュラム・ツリー（基礎資料1）は学生へは明示されていないので、シラバス等で明示して、ガイダンス等で薬学教育カリキュラムの体系性及び科目の順次性を学生に説明することが望まれる。

第1期評価において、ヒューマニズム教育・医療倫理に係る教育において、学年進行に伴った順次性・連続性のある科目設定が望まれることが指摘されているのに対して、3年次「医療の担い手としてのこころ構えC」が設定されたが、主に病院、薬局、企業などにおける薬剤師の役割・業務に関する講義を行っている。3年次「医療心理学」は選択科目である。したがって、ヒューマニズム教育・医療倫理に係る教育において、学年進行に伴った順次性・連続性のある科目設定は不十分であり、さらに検討することが望まれる。

シラバスには、開講期、授業形態、単位数、分類（必修、選択等）、担当教員とともに、概要、授業の一般目標、準備学習（予習・復習）の内容、学習項目・学生の到達目標、教員の実務経験の有無、教科書、成績評価方法・基準、評価のフィードバックが明記されるべきであるが、一部の科目のシラバスにおいて、下記のような「学習項目・学生の到達目標」などの記載に不備があるので、必要事項が記載されているかを精査してシラバスを改善する必要がある。

- 1) 「薬学総合演習」「アドバンスト薬学」などの科目に、1回ごとの授業内容を示す授業計画が記載されていない。
- 2) 「医療の担い手としてのこころ構え」など複数の授業方法が用いられている科目では、1回ごとの授業計画にどの授業方法（SGD（Small Group Discussion）、ロールプレーなど）を用いるかが記載されていない。
- 3) 「基礎演習」に「学習項目・学生の到達目標」の記載がない。

大学独自の教育は、科目群5で5科目、科目群6で23科目、科目群7で4科目に、薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版に含まれない内容を部分的に組み込んで行われている。また、6年次に薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版より

高度な内容を学習する選択科目が配置されている。今後、6年次以外においても、薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版に含まれない内容を部分的に組み込むだけでなく、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズを学習する大学独自の教育がより積極的に行われることを期待したい。

問題発見・問題解決能力の醸成のための教育は、卒業研究である「総合薬学研究A、B」を中心に、1年次「基礎演習」、4年次後期「薬学総合演習」等33科目において、SGD形式やグループワーク等のアクティブラーニングを用いて実施されている。「基礎演習」は、大学独自に編さんした「京薬生のためのアカデミック・スキル」(2020年)と「理系薬学版アカデミック・スキル」(2021年)を用いて、講義の聞き方、ノートの取り方、レポートの書き方などのアカデミック・スキルの初歩段階を習得し、問題発見・問題解決能力を身につけるための基礎的学習を行う独自性のある科目である。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、教務部委員会で自己点検・評価されており、必要に応じて、改善・向上が図られているとしている。しかし、一部の科目の成績評価については検討されているが、学修成果の向上にとって重要である教育課程及びその内容、方法の適切性は検証されているとは言い難いので、カリキュラム全体について検証し、その結果に基づき必要に応じて改善・向上を行うように改善する必要がある。

(3-2) 教育課程の実施

本項目は、おおむね適合水準に達しているが、成績評価の方法・基準の設定及び周知において懸念される点が認められる。

薬学専門科目は、主に座学の講義で授業が実施されている。SGD形式のアクティブラーニングが用いられている科目として、1年次「基礎演習」、4年次「薬学総合演習」、「実務事前実習」、6年次「薬学演習」、「アドバンスト薬学」がある。また、その他の問題発見・解決能力の醸成に向けた教育についても、SGD、PBL (Problem Based Learning)、グループワーク等の授業形式を導入している。また、第1期評価の指摘に基づいて、多くの科目でアクティブラーニングが導入されたが、アクティブラーニングによる学習が特に有効であると考えられるCP3及びCP4に係る科目で導入されている時間数が相対的に少ないので、それらの科目において、アクティブラーニングなどの適した学習方略を用いることが望まれる。

実務実習は、「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえて実施されている。1施設につき正担当教員、副担当教員を配置し、実習施設と事前打ち合わせを実施するとともに、

実習期間中は、薬局実習と病院実習の各々について、基本的に3回の訪問指導を実施している。薬局実習の終了後に薬局の指導薬剤師、病院の指導薬剤師を交えて、引継会を実施している。加えて、実務実習指導・管理システムを介して、正担当教員、副担当教員が、学生の実習状況を経日的に把握している。このように学生、実習施設、大学との間で連携をとって適切に実務実習が実施されている。実務実習終了後、学生が所属する分野・センターにて実務実習報告会が実施されている。しかし、実務実習報告会の開催意義を鑑みて学年全体で開催し、学生、教員、実習施設指導者が実習内容に関して情報共有することが望まれる。

卒業研究にあたる「総合薬学研究A」と「総合薬学研究B」は、各々、3年次後期～4年次前期、5年次前期～6年次前期に開講されており、学生1名あたりに1テーマが与えられ、十分な期間で卒業研究が実施され、卒業論文の作成と卒業論文発表が行われている。配属される研究室の定員は、基本的には、教授・准教授1名当たり学生7名、講師・助教1名当たり学生6名としている。これらの定員については、毎年学生数が若干異なるため、年度ごとに見直し、教務部委員会で検討し、教授会で審議後、決定している。

講義科目の成績は、「京都薬科大学履修規程第12条」に従って、筆記試験、口述試験、電磁的方法(オンラインによる解答)による試験及び日常の学習状況によって評価している。また、筆記試験の一種としてレポート試験を実施している。試験の成績は「京都薬科大学学則第35条」に定める通り、100点を満点とし、90点以上を秀、89点から80点を優、79点から70点を良、69点から60点を可、59点以下を不可としている。試験は、原則、定期試験、臨時試験、追試験及び再試験に分けて行っており、定期試験は前期及び後期の各学期末に行っている。再試験の成績は、最高点を69点とし、59点以下を不合格としている。しかし、本試験で合格した学生との公平性から、再試験の最高点を69点とするのは適切とは言えないので、改善することが望まれる。

「実務実習」の成績評価は、実習先による評価を加味しながら、実習記録の内容を複数の教員で精査して行っている。「実務事前実習」の成績評価は、筆記試験と実技試験により行っている。「総合薬学研究A、B」の成績評価には、ルーブリックを用いている。評価項目として科学的、技術的な能力については、1) 研究課題に対する理解度、2) 研究課題に関連する情報の収集、整理、評価、3) 研究方法に対する理解度、4) 研究成果の記録、整理、考察、5) 研究成果のプレゼンテーション、6) 卒業論文及び卒業論文発表を設定し、人間性については、1) 自己研鑽に関する姿勢、2) 良好な人間関係を構築する姿勢、3) 倫理観を形成する姿勢、を設定して、それぞれ4段階の評価基準を定めている。卒業

論文発表においては、統一の評価票を用いて、学生が所属する分野・センター以外の教員による評価も行っている。しかし、卒業論文に関して、統一の評価基準がないので、客観的指標を作成して一定の基準で評価を行うことが望まれる。また、一部の卒業論文に複数の学生が共同して作成しているものがあるが、卒業論文は個人で作成することが必要である。

「基礎演習」などの科目においてもルーブリックを用いて成績評価を行っており、ルーブリックは学生に開示されている。

現在は全ての科目について、シラバス作成時に、成績評価方法・基準について明確に記載するよう科目担当教員への周知を行っているとしている。しかし、「基礎演習」「早期体験学習」「実務実習」「総合薬学研究A」「総合薬学研究B」などの科目のシラバスにおいて、評価項目は記載されているが、それらの寄与率及び評価方法が記載されておらず、改善する必要がある。この点については、すでに第1期評価において指摘されているが、未だ十分な改善が行われておらず、早急に改善することが必要である。

各期の成績評価の結果は、成績通知書もしくはWebをもって学生に告知されている。また、成績評価に関する疑義は科目担当教員が受け付けることとし、学生から求めがあった際は試験答案も開示することとしている。しかし、成績評価に対する異議申立は科目担当教員が受け付ける仕組みしかないのは適切ではないので、科目担当教員を介さずに学生が成績評価に対する異議申立をできる仕組みを整備することが必要である。

進級に関する基準は「京都薬科大学履修規程第13条」に定め、学生便覧、シラバスに掲載されているとともに、年度初めのガイダンスで学生に周知されている。進級判定は、「京都薬科大学教授会規程第2条第3項」の規定に基づき、毎年3月に講師以上の専任教員が出席する進級査定会を開催し、学長が決定している。留年の場合の取扱いについては、留年した学生の既修得単位は認めること、留年した学生の当該年次未修得科目については、原則として再履修し、当該授業科目の定期試験を受けなければならないこと、その成績は学則第35条の規定を適用して秀優良可不可で評価することが「京都薬科大学履修規程第16条」に規定されている。留年した学生の前年次未修得科目の履修については、原則、再受講するが、時間割が重複した場合は、特別措置として担当教員に個別指導を受けることが規定されている。

卒業に関する基準は「京都薬科大学履修規程第15条」に「卒業の要件は、本学に6年以上在学し、学則第32条に規定する単位を修得することとする。」と定められており、学生便覧、シラバスに掲載するとともに、各種のガイダンスで学生に周知されている。卒業認定

は、講師以上の専任教員が出席する卒業査定会を毎年2月に開催し学長が決定している。卒業不可になった6年次留年の場合の取扱いについては、下級学年の留年と同様に扱われることが「京都薬科大学履修規程第16条」に定められている。また、卒業査定会終了後すぐに6年次留年生に対する指導が実施されている。

学則の卒業要件には、DPに掲げた学生が身につけるべき資質・能力の評価は含まれていない。しかし、「総合薬学研究B」でそれらの資質・能力の評価を行っているとしているが、この科目のみでDPに設定されている5つの資質・能力を評価することは不十分である。

学生に対する履修指導は、入学者、2年～6年次生、留年生、実務実習を履修する学生、卒業延期者などに対して行われている。

入学者に対しては、入学式挙日午の午後より3日間、オリエンテーションを実施している。大学の教育理念、教育目的及び三つの方針、年間の教学スケジュール、履修規程等の説明を行っている。また、学生相談員との面談を実施し、今後の大学生活について説明を行っている。

2年～6年次生に対して、前期開始時に履修ガイダンスを行っており、試験に関すること、及び科目履修に関する注意点などの説明と、オフィスアワーや学びコンシェルジュ（学修方法及び学習相談等の支援）の活用を促している。また、後期開始時にも、1年次生及び2年次生に対してガイダンスを行っている。5年次生については、「実務実習」が開講されているので、履修ガイダンスは行っていない。

留年生に対しては、前期開始前にガイダンスを実施し、新年度の履修クラス、前年次未修得科目の履修方法等について、個別指導を行っている。再入学となった学生に対しても、留年生ガイダンスを実施し、当該年度の科目履修方法について十分に理解した上で学習を再開するよう指導を行っている。

実務実習に関するガイダンスは、4年次前期に全体ガイダンスを行い、実務実習の概要や実習施設決定までのスケジュール、手順等について指導を行っている。また、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期開始前に、実務実習直前講義を行って、医療人としてふさわしい態度で実習に臨むことの重要性を徹底するとともに、実務実習記録の作成、実務実習履修の心得等について指導を実施している。

6年次に留年した卒業延期者に対しては、卒業査定会後すみやかに分野主任・センター長から未修得科目の履修方法や今後のスケジュールについて、指導を実施している。さらに、分野主任・センター長、薬学教育研究センターの教員1名、当該学生、当該学生の保

証人の4者で面談を実施し、卒業までの学習計画の策定を行っている。薬学教育研究センターの教員1名が、卒業までの1年間学習状況を確認しながら、必要な学習支援を行っている。

(3-3) 学修成果の評価

本項目は、学修成果を評価する方法の設定及び実施に重大な問題があり、適合水準に達していない。

京都薬科大学では、1・2年次を基礎力養成期間、3・4年次を思考力養成期間、5・6年次を実践力養成期間と位置づけ、「薬学総合演習」と「総合薬学研究A」で4年次終了時における思考力を評価し、「アドバンスト薬学」と「総合薬学研究B」を用いて6年次終了時における実践力の評価を行うとしている。しかし、これらの評価は、科目レベルの成績にとどまっており、DPの形成的評価と総括評価を簡便かつ概略的に行っていることにはなると考えられるが、DPに設定されているDP1～DP5の5つの資質・能力を適切に評価しているとは言えない。また、第1期評価において指摘された、ヒューマニズム教育・医療倫理教育、コミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力を身につける教育、問題解決能力の醸成に向けた教育における目標達成度を評価するために、ループリック評価を「基礎演習」や「実務事前実習」に導入しているが、これらも科目レベル成績評価にとどまっており、DPに基づいた学修成果の評価に適用するには至っていない。また、「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」に設定されている科目レベルの学修成果の評価に関する指標はGPAのみであり、学生が身につけるべき資質・能力を適切に評価するには至っていない。また、カリキュラムマップによって、DP1～5、京都薬科大学コンピテンシー、科目の関係を示してはいるが、学修成果の評価には十分活用されていない。

以上のように、DPに設定されている5つの資質・能力の評価に関して、総じて科目レベルの評価にとどまっており、卒業時における総括評価ならびに教育課程の進行に対応した形成的評価が適切に行われていると言い難い。したがって、カリキュラムマップを学修成果の評価に活用できるように再検討し、加えてDP1～DP5に示されている資質・能力を評価するための科目、課題、ループリック評価等の学修成果を評価する方法を構築し、学修成果を適切に評価していくことが必要である。

京都薬科大学では、薬学共用試験（CBT：Computer Based Testing 及びOSCE：Objective Structured Clinical Examination）の合格基準を、CBTに関しては60点以上

とし、OSCEに関しては、個々の課題に対する2名の評価者による概略評価の合計が5点以上、細目評価の平均が70%以上として、実務実習を履修するために必要な資質・能力を、薬学共用試験を通じて確認している。また、その実施時期、実施方法、合格基準及び合格者数については、大学公式ウェブサイトにて公表されている。

京都薬科大学では、「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」に沿った評価項目の結果から、カリキュラムの改善・向上を図っている。例えば、学生を対象にした卒業時アンケート及びDP1～5に配置されている科目数の分析から、DP3の学修成果の達成度が低く、多職種連携に関わる学習の充実の必要性を自己点検・評価している。このように「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」に設定されている項目の評価結果を分析し、教育課程の編成及び実施の改善・向上を目指していることは一定の評価はできるが、それだけでは学修成果の評価とカリキュラムの改善・向上には不十分であるので、DPに示されている資質・能力の達成度評価を適切に行って、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用することが必要である。

4 学生の受入れ

本項目は、適合水準に達している。

京都薬科大学では、教員12名及び入試課員2名から構成される入学試験委員会が、1)入学試験制度、2)入学試験、3)入学試験実施等を企画・立案し、それらを教授会での審議後に理事会での審議・承認を得て決定している。また、入学試験の結果を踏まえた入学者の決定は、学長を総責任者として、講師以上の専任教員からなる入学査定会において、公正な手続きに基づいて行っている。

京都薬科大学では、入学者の受入れに関する方針に基づいて入学者を選抜するために、AP1～AP4に示す4項目の資質・能力（学力の3要素）について、1)学校推薦型選抜（指定校制）、2)学校推薦型選抜（一般公募制）、3)一般選抜A方式（共通テスト前期）、4)一般選抜B方式（本学独自）、5)一般選抜C方式（共通テスト後期）の5つの入学試験方式によって評価するとしている。AP1に示されている知識・技能は、調査書、適性試験、学力検査によって適切に評価されている。推薦型選抜では、面接が行われてAP3とAP4に掲げられている「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」が評価されている。しかし、一般選抜試験では面接は行われておらず、AP3とAP4に掲げられている資質・能力の評価が十分とは言えないので、面接等の方法によってそれらを適切に評価することが望まれる。

京都薬科大学には、推薦型選抜試験及び一般選抜試験以外に、再入学制度があり、退学者が保証人連署をもって再入学を願い出たときは、学長が受験を認めた場合、学長、入学試験委員会委員長、教務部長、学生部長、再入学希望者在籍時の学生相談員、分野主任またはセンター長による面接を実施している。再入学に関する実施要領は、その都度定められることになっているので、あらかじめ実施要領を定めることが望まれる。

京都薬科大学では、疾病または身体等の障がいを持つ入学志願者、その他の特別な配慮を要する入学志願者に対応するため、その内容について事前に入試課へ連絡・相談することが全ての入学試験方式の入学者選抜要項に明記している。

京都薬科大学では、入学直後の実力確認試験（数学・物理・生物）の実施、大学での成績や留年・退学などの動向の調査によって、入学者の資質・能力を検証している。これらの結果は、学校推薦型選抜（指定校制）について指定校としての是非や、推薦依頼人数に関する改善に利用されている。しかし、入学者の資質・能力は、学修成果の評価のような方法によって、直接検証されていないので、検証が十分とは言えない。現在行われている検証方法以外に学修成果の評価などを用いて検証して、その結果に基づき必要に応じて入学者受入れの改善・向上等を図ることが望まれる。

京都薬科大学の入学定員は360名で、2016年度～2021年度の直近6年間の入学者数は、365名～407名を推移し、6年間の平均は377名となっている（基礎資料3-4）。入学定員充足率（定員に対する入学者の比）は、2018年度入学試験においては1.13倍であったが、ほぼ1.01から1.05倍の間で推移している。一方、入学試験方式別では、入学定員充足率の増減が見られており、今後の検討が望ましい（基礎資料4）。

京都薬科大学では、入学者数の適切性について入学試験委員会において前年度の入学試験の入学者数の結果から自己点検・評価しているが、自己点検・評価運営委員会を中心として進級率、卒業率、施設の状況などの他の指標も考慮して、入学者数の適切性を検証することが望まれる。

5 教員組織・職員組織

本項目は、適合水準に達している。

京都薬科大学の教員組織編成は「京都薬科大学教員組織規程」に定められており、創薬科学系、分析薬科学系、生命薬科学系、病態薬科学系、医療薬科学系、統合薬科学系、基礎科学系、薬学教育系及び附属施設で構成されている。各々の系には複数の研究分野が置

かれ、研究分野の教員構成は教授1名、准教授または講師1名、助教1名の合計3名を基準としているが、基礎科学系の各研究分野、薬学教育系の各センター及び附属施設の教員数及び構成は、教育内容の特性と状況に応じて学長が理事長と協議のうえ別に定めている。

京都薬科大学全体の専任教員数は98名（教授39名、准教授20名、講師11名、助教28名）であり（基礎資料5）、薬学部薬学科の収容定員（2160名）に対する大学設置基準第13条別表1による「薬学部薬学科の専任教員数」（44名）に、同条の別表2による大学全体の学生数に基づく教員数を加算した必要教員数（67名）を上回っている。教員の定年は満65歳となる年度末と定められており、教員の年齢構成は、20歳台0名、30歳台20名、40歳台32名、50歳台26名、60歳台20名である。20歳台及び30歳台の年齢層が若干少ないが、各職位の人数比率及び年齢比率はおおむね適切である。

大学全体の専任教員1名当たりの学生数は23名であり（基礎資料3-1、基礎資料5）、基準が望ましいとしている10名以内には達していない。第1期評価において、教員1名当たりの配属学生数が非常に多い分野があり、教員の負担軽減の方策が望まれることが指摘されているが、十分な改善が進んでいるとは言えないので、卒業研究の質や安全面から、専任教員の増員が望まれる。

「京都薬科大学教員選考規程」に、「本学の教員は、高い人格及び学識を有し、教育・研究及び専門業務に対する識見・能力・熱意に優れ、それぞれの職位にふさわしい研究業績等を有していること」と明記されている。京都薬科大学では、この規程に沿って研究歴、研究業績、教育歴、専門業務に人物評価及び熱意をあわせて総合評価し、6年制薬学教育課程に基づく教育・研究を実践できる者を専任教員として配置している（基礎資料9）。また、実務実習を効果的に実施するために、医療現場における実務経験を有する教員（14名）を配置する（基礎資料5）とともに、実務実習施設のうちの3病院に特定教員（3名）を、訪問指導を主たる業務とする常勤特命教員（7名）及び近畿地区以外の遠隔地における「ふろさと実習」での訪問指導のために非常勤特命教員（23名）を配置している。

京都薬科大学では、主要な科目については教授または准教授が配置されている（基礎資料7表1）。

京都薬科大学における教員の採用及び昇任は、「京都薬科大学教員選考規程」及び「京都薬科大学教員選考基準」に基づいて、職位に関わらず基本的に同一の手続きに従って行われている。教授、准教授、講師の選考は学長、学長を除く幹事会構成員（副学長、研究科長、教務部長、学生部長、進路支援部長、図書館長、事務局長）、当該科学系の系長、当該分野・センターの分野主任・センター長、及びその他学長が指名するもの若干名から構成

される「教授等候補者選考委員会」が設置され候補者選考を行っている。選考委員会は、選考対象者の履歴書、研究業績、教育・研究に対する抱負等について書類審査を行った後、必要と認めた候補者について面接等を行い、最も適任と認められた候補者1名を選出し教授会に推薦し、教授会での審議、了承を経て、教授等候補者の採用あるいは昇任が決定される。なお、助教の選考は、学長、学長を除く幹事会構成員、及びその他学長が指名するもの若干名で構成される選考委員会によって行われる。

この他、教員が海外留学している間の代替である特別教員を、「京都薬科大学臨時職員取扱規程」に基づいて採用することができるようになっている。

京都薬科大学では、年度ごとに教員の研究業績（著書、原著、総説、プロシーディングス、講演、特許、学会発表等）をまとめ、「京都薬科大学教育研究業績録」として、大学公式ウェブサイトの「京都薬科大学学術情報リポジトリ」に掲載している。

京都薬科大学では、教員の学生に対する研究指導時間を確保するため、講義等の担当時間数の調整が教員によるシラバスの相互チェックを通して行われることになっている。特に、助教については、講義回数の上限を年間8回と定め、講義担当の負担が研究活動の障害にならないよう配慮している。また、毎年度のシラバスが提出された時点で助教を含めた担当教員の講義等の時間数を教務課でも精査し、特定の教員に負担が偏ることがないように配慮している。

教授等が主宰する分野・センターに対する研究経費については、所属する学生数に応じた実習費と基盤的研究経費が合算されて配分されている。また、新たな教育活動の企画や現状改善のための施策の一つとして、学長裁量経費による「教育改革推進事業」が行われている。これらに加えて、研究活動に対する大学独自の科学振興基金制度が整備され、研究費支援が実施されている。

教育活動の質的向上をめざすために、FD (Faculty Development) 委員会やSD (Staff Development) 推進委員会が設置され、研究倫理に関する研修会やハラスメントに関する研修会等が開催されている。また、教務部によるFDとして講義方式等の教育内容の向上に関する講演会も企画され、特に近年はCOVID-19禍の中での教育効果の維持、強化を行うための遠隔授業の研修に注力している。

京都薬科大学では2001年度より採用及び昇任の際に任期制（教授は10年（10年経過後は5年）、准教授、講師、助教は5年）が導入され、教員の約85%にあたる83名が任期制教員である。任期更新時に、「学校法人京都薬科大学任期制教員の再任に係る業績審査取扱要綱」に従って、直近数年間における教育研究活動の業績に基づいて審査が行われている。また、

2020年度から教員評価制度として、教員全員を対象に到達度ポートフォリオ作成が義務化されている。本制度では、教員全員が各自の中期的目標を意識しつつ該当年度における教育研究活動の目標を具体的に設定し、該当年度末にその到達度を数値化して、自己評価している。到達度ポートフォリオでは、(1)教育活動、(2)研究活動、(3)大学運営活動、(4)その他の活動(社会貢献活動等)について網羅的に記載することとなっている。学長はこれら報告内容に基づき、各教員の達成度及び未達点について講評し、そのコメントを各教員に示すことで次年度以降の指標としている。これによって、各教員が客観的に評価された課題を毎年度受け取ることができるようになり、年度ごとの具体的課題を把握し中期的な教育研究活動の目標設定を容易に行うことができ、教育研究能力の向上のためのPDCAサイクルを回すことが可能となる。

京都薬科大学では、教員が外部医療機関での業務に従事できる「病院実務研鑽」制度があり、2020年度は3名が週に1日病院薬剤部で研鑽している。本研鑽制度がさらに推進され、多くの教員が定期的に研鑽できるようになることを期待する。

教育研究活動全体を支援する事務組織として、教務課、研究活動を支援する研究・産学連携推進室、庶務課が主となって支援を行っている。また、実務実習を中心とする教育活動に対しては、2020年度に新設された実務・生涯教育課が支援業務を行っている。この他に、各分野・センターに事務補助職員1名を基本として配置し、講義準備などの教育研究に関する補助的業務や消耗品等の発注・納品業務などの事務的業務に従事している。

6 学生の支援

本項目は、適合水準に達している。

京都薬科大学の学生に対する学習・生活相談の体制としては、主に学生相談員制度と学生相談室がある。

学生相談員制度では、学生1人に1名の教員が学生相談員として割り当てられ、入学時から卒業まで学修や学生生活の様々な場面で学生支援を行っている。学生が3年次後期から分野・センターに配属された以降は、分野主任またはセンター長が主担当となり、学生相談員は副担当として学生支援にあたっている。留年が危惧される学生や留年が決定した学生に対しては、学生相談員及び保証人との三者面談を行い、指導を行っている。また、前期科目の結果を学生相談員及び分野主任またはセンター長に通知し、早期の支援ができるように努めている。

学生相談室には、専任職員である2名の臨床心理士が常駐して、学生のカウンセリング

や学生の諸問題に関する教職員及び保護者のコンサルテーションなどを行って、メンタルヘルスの支援をしている。また、「学生相談室だより」を毎月発行し、学生が利用しやすい環境作りに努めている。教職員が学生の初期の躓きや問題を早期発見し対応できるように、学生相談室が学生との接し方などに関する教職員SDを開催している。また、COVID-19禍への対応として学生のメンタルヘルス把握を目的とするアンケート調査を実施し、その結果を学生相談員と共有し、学生の孤立化を抑制した。このように学生のメンタル面への支援を教職員が一体となり取り組んでいるのは評価できる。

学生の進路選択を支援するための体制として、進路支援部委員会が支援プログラムとして低学年から労働条件セミナーや進路デザインセミナーなどを開催している。また、高学年次では4年次生全員に対して個人面談の実施、「学内合同説明会」や「選考対策セミナー」などを開催して就職活動の支援を行っている。事務局の進路支援課員のほぼ全員がキャリアコンサルタントの国家資格を有しており、進路相談から履歴書・エントリーシート記入のアドバイス、模擬面接などを日常的に行っている。

学習や学生生活に関する学生の意見を収集するための委員会として、学生部委員会、教務部委員会等があり、学生課や教務課等もその役割を担っている。学生相談員、分野主任またはセンター長が学生の生の声を収集し、それを各委員会や各課に提供している。この他、学生生活に関する取り組みとして、学長の下に組織したプロジェクトチームが、教育、学生支援、施設などに関して学生満足度調査アンケートを毎年実施しており、その結果を学生に対して公表している。また、学長、副学長を含めた全教員及び学生課、教務課等のメールアドレスが学生に開示されているため、学生が直接、メールを通じて意見を提出することが可能であるとしている。しかし、学生満足度調査アンケートの回答率が14%程度で低い状況であるので、回答率を高めるようにすることが望まれる。また、学生満足度調査アンケートは年に1回で時期が決まっているので、内容に関わらず学生の意見を提出できる意見箱等を設置して、学生が匿名でも直接意見を大学に伝えられる仕組みを設けることが望まれる。

京都薬科大学では、大学独自の奨学金制度として、給付型奨学金と貸与型奨学金の2種の制度を設けている。給付型奨学金として、特待生給付型奨学金、成績優秀者奨学金、研究・課外活動優秀者奨学金、遠隔地出身者奨学金を設けている。貸与型奨学金は、経済的に困難かつ成績良好な学生に授業料の2分の1以内の額を貸与している。また、大学独自の授業料減免制度として、国による「高等教育修学支援新制度」採用者に対して、大学が年間で学費半期分相当（90万円）を上乗せして減免している。

障がい学生の学修支援については、2019年3月に「京都薬科大学における障がい学生の支援に関する基本方針」を定め、支援を実施している。相談窓口として、学生部・学生課、教務部・教務課、進路支援部・進路支援課が担当している。支援の例として、聴覚障がい学生の受講時のFMマイク使用や、視覚障がい学生の講義資料の拡大や白黒反転などがある。施設・設備のバリアフリー化に関しては、入り口の自動ドア化、エレベーターの車椅子対応、福祉対応・多目的トイレの併設、スロープ等を設置している。

京都薬科大学では、入学と同時に全員が「学生教育研究災害傷害保険」に加入している。「学生教育研究災害傷害保険」の正課中・課外活動中に起こる怪我や事故については、適用外となる範囲のうち初回の医療費を学生の保証人が組織する教育後援会とともに補助している。また、病院・薬局実習において、実習に起因する感染症に罹って治療を受けた場合などに対応するため「実習感染症等に対する諸費用の支給制度」を整備している。保険に関する基本情報は、学生便覧で周知している。

安全教育としては、前期科目「基礎化学」の中で、基本的な安全教育として、実験の心構えや注意事項等についての講義を行っている。動物を用いた実習に関しては、「京都薬科大学動物実験実施規程（教育訓練）第35条」に沿って、2、3年次生全員を対象に安全確保及び安全管理について教育訓練を行っている。3年次後期から始まる卒業研究活動に必要な安全教育として、遺伝子組換え実験（京都薬科大学遺伝子組換え実験管理規則第22条）、病原体安全管理（京都薬科大学病原体等安全管理規程第21条）、動物実験（京都薬科大学動物実験実施規程第35条）、放射性物質及び放射線発生装置の取扱い（京都薬科大学放射線障害予防規程第38条）を行っている。また、廃棄物の取扱いに関しては、適宜各実習や分野・センターで指導するとともに学生便覧に記載している。

第1期評価において、1～3年次生の基礎系実験実習を指導する教員の数が少なく、安全管理上問題であるので改善が望まれる旨の指摘があった。これについては、評価時と比較して実習指導教員数は1科目平均4～5名で変化はないので、引き続き、基礎系実験実習を担当する教員数の増員が望まれる。

京都薬科大学では、「京都薬科大学防災規程」、「京都薬科大学消防計画」、「京都薬科大学危機管理基本方針」、「京都薬科大学危機管理規則」に基づき、事故や災害時に備えて対応マニュアルが整備されている。また、防火防災訓練については、山科消防署の指導のもと「防災訓練実施計画」に基づき、避難訓練や消火器操作訓練を毎年実施している。手のひらサイズ「京都薬科大学防災カード」を全学生・職員に配布しているほか、災害時の対応について学生便覧に記載し周知を図っている。

京都薬科大学では、「ハラスメントの防止措置等に関する規程」が定められており、ハラスメント相談員として、教員5名（男性2名、女性3名）及び事務職員4名（男性1名、女性3名）が任命されている他、学外の弁護士による相談窓口も設置している。相談窓口に寄せられた学生の申し立ては、学長を委員長とするハラスメント委員会へ報告され、申し立てが審議される。学生便覧の「ルールとマナー」の中にハラスメントに関する項目を設けて学生へ周知している。

京都薬科大学では、毎年4月に全学生を対象に定期健康診断を実施している。健康診断の受診率は例年高く、2021年度においては全学年の平均受診率は95.63%である（基礎資料10表1）。また、卒業研究活動等で放射性物質を取り扱う学生に対しては、電離放射線健康診断を実施している。実務実習に備えて抗体検査、ワクチン接種も適切に実施されている。

京都薬科大学では、中期計画において「自立性・社会性・リーダーとしての素養を育む学生支援」を掲げており、これに基づき「学生チャレンジ」事業、学内ジョブプロジェクト、リーダーシップ育成プログラムを実施して学生の自主的な活動を、資金面を含めて支援している。

7 施設・設備

本項目は、適合水準に達している。

京都薬科大学では、1学年360名に対して効果的な教育を行うため、180名を対象とした講義を2回行っているが、座席数が200席以上で視聴覚設備や無線LAN設備を完備している大・中講義室が10室あり、十分な室数が確保されている（基礎資料11-1）。また、座席数が30～110席の小講義室が11室、座席数が12～38席のセミナー室及び演習室が21室あり、少人数教育ができる十分な室数が確保されている（基礎資料11-1）。

実習室は、化学系実習室3室と生物系実習室1室の計4室（収容人員数は各100名）があり、1学年を4分割してスケジュールを組むことで実習を実施しているが、余裕がある状態ではないので拡充が望まれる。教育研究総合センター内にPCを備えた情報演習室が3室あり、PCを利用したSGD及び薬学共用試験（CBT）の実施場所としても使用している。また、学生がPCを自由に使用できるようにオープン利用に供されている。

創立130周年記念館の体育館及びグラウンドは、「体育実技」の授業とクラブ・サークル活動等に利用されている。クラブ部室と練習場からなる学生会館及び奏楽館が併設されている。

自習室として4室が整備されており、図書館にも自習用に使える机があり、予約制で利用されている。平日土曜は21時まで利用可能で、本校地の自習室2室は、日・祝も利用できる。また、試験期間前・試験期間中は適宜、一部の講義室を臨時の自習室として開放している。自習室とは別に、オープンスペース（4か所）を配置しており、自習のために使用することが可能である（基礎資料11-1）。

2021年度において、卒業研究を行う目的で学生を受け入れた研究室数は28となっており（基礎資料8）、各研究室の床面積は、おおむね1研究室あたり270㎡程度である（基礎資料8）。それらの他、共用実験施設として、共同で機器を使用する共測室、実験動物施設、R I 実験施設を備えている（基礎資料11-2）。さらに遺伝子組換え実験や遺伝子改変動物実験を行う研究室には、相当する拡散防止措置レベルやバイオセーフティー・レベルに認定された部屋が整備されている。

「実務事前実習」のための臨床薬学教育研究センターは地上3階建て、建築面積855㎡、延べ面積2,345㎡の規模を有している。調剤室、製剤室、無菌室前室、無菌室1・2、薬品管理室、TDM室、薬歴管理室、医薬品情報管理室、病棟・保険薬局実習室、演習室3室、研修室が整備されている。また、必要な調剤機器（調剤台、安全キャビネット、クリーンベンチ、血中濃度測定機器、分包機、錠剤自動分包機）が設置されている。

躬行館の一部に図書館棟が設置されており、閲覧室と書庫などを含めた総面積は1,554.28㎡である。約10万冊を超える蔵書を有する（基礎資料13）。1階に118席、2階に116席、地階に69席の閲覧室を有しており、全座席数は303席で、学生収容定員数2,216名の約14%に相当する規模となっている（基礎資料12）。定期刊行物（学術雑誌）1,194種類、電子ジャーナル4,131タイトルが利用できる。また、視聴覚資料784点を有している。

京都市伏見区日野にある薬用植物園は約13,000㎡あり、講義室、標本室を有する管理棟が併設されている（基礎資料11-1）。園内の見本園、樹木園、温室には約1,000種の薬用植物が栽培され、薬系大学の施設としては国内で屈指の規模である。所在地が本校地の南約7kmに位置しておりキャンパスからは遠いが、できるだけ見学するように指導している。また、学生が実習等を行うための見本園として薬用植物園（御陵園）が設置されている（基礎資料11-1）。広さは約2700㎡で、圃場や熱帯植物を栽培する温室、水生植物を栽培する池、庭園を備えている。

8 社会連携・社会貢献

本項目は、適合水準に達している。

京都薬科大学には、社会連携・社会貢献を行う組織として生涯教育センター、知的財産・産学官連携センター、国際交流センターが設置され、以下のような医療・薬学の発展及び薬剤師の資質・能力の向上に貢献するための活動を実施している。

京都薬科大学は、京都府立医科大学と滋賀医科大学と学術交流・教育研究協力に関する包括協定を締結している。その他、京都工芸繊維大学、京都府立医科大学、京都府立大学と「ヘルスサイエンス系の教育研究の連携に関する協定」を締結している。また、京都橘大学と教育研究協力に関する協定を締結し、学術交流や合同多職種連携教育の充実・発展を進めている。さらに、星薬科大学、明治薬科大学と、薬学領域の教育研究の連携に関する協定書を締結している。

国立病院機構京都医療センター、京都大学医学部附属病院等の医療機関と学術交流等に関する包括協定をそれぞれ締結している。また、音羽病院、京都第二赤十字病院との合同で、相互の教育・研究及び医療技術等の一層の進展と地域社会の発展に寄与することを目的とした「京都臨床医薬カンファレンス」を実施している。

京都薬科大学では、薬剤師の生涯教育として、講義形式の「卒後教育講座」、臨床研究のための演習や薬剤師の技能向上を目指した実技実習である「実務支援セミナー」、「フィジカルアセスメント講座」等の生涯学習プログラムを提供している。これらの生涯研修認定薬剤師制度は、薬剤師認定制度認証機構（CPC）から認定薬剤師認証研修機関（G24）として認証を受けている。また、症例報告書作成能力や論文作成能力を養成するための「Lehmannプログラム」を提供している。

京都薬科大学による地域における保健衛生の保持・向上への貢献のための活動は、薬用植物園御陵園の見学会、京都橘大学との共同市民公開講座、「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）養成プラン事業として市民公開講座や在宅医療推進セミナーの開催を行っている。また、京都市山科区が主催する地域交流イベントである「やましな健康フェスタ」へ出展し、地域住民への保健衛生に対する啓発活動を実施している。地域連携に関する協定を山科区役所と締結し、安心・安全や子育て環境の充実、健康長寿などの観点から事業等を実施するプロジェクトの委員として参画している。京都市が中心となって実施している薬物乱用防止啓発活動に協力して、近隣小学校での薬物乱用防止教室の開催や地下鉄駅前での啓発グッズ（カイロ）の配付、小学校教員を対象にした薬物乱用防止セミナーの実施なども行っている。

京都薬科大学では、国際交流センター及び事務組織として国際交流推進室を設置し、国際交流の活性化を図っている。また、英文によるホームページも整備しており、国内のみ

ならず海外にも情報を発信している。国際交流の活動は、瀋陽薬科大学(中華人民共和国)、マヒドール大学(タイ王国)、等9大学と国際学術交流協定を締結している。締結校の教員・学生を卒業論文発表会に招待して、6年次生が英語でポスター発表・質疑応答を行い、交流を図っている。また、毎年、30人前後の教員が海外出張して学会発表などを活発に行っている。学生の海外研修のプログラムとして、ドイツ・フライブルク大学サマープログラム、米国MCPHS大学サマープログラム、ドイツ薬局研修が用意されている。このような海外における学会参加発表や学生の海外研修を支援するため、京都薬科大学科学振興基金による支援制度(海外出張等助成金制度)や京都薬科大学海外短期留学奨学金が設けられている。このような学生の海外研修プログラムや費用援助等の、グローバルに活躍するファーマシスト・サイエンティストの育成を目指した取り組みが行われていることは評価できる。

京都薬科大学には教員の海外留学期間中の代替要員の雇用制度が整備されており、教員の海外留学を促進させる制度として評価できる。また、海外の大学からの留学生受入れを促進する目的で、留学生の授業料や奨学金等に関する支援制度が定められている。

IV. 大学への提言

1) 長所

1. 学生相談室が主体となり、学生との接し方などに関する教職員SDの開催、及びCOVID-19禍の際は学生のメンタルヘルス把握を目的とするアンケート調査を行い、学生のメンタル面への支援を教職員が一体となり取り組んでいる。(6. 学生の支援)

2) 助言

1. CPは学習の質を重視し、学習・教授方法及び成績評価のための課題が意図する成果のために想定された学習活動に整合するように設定されているとは言えないので、今後、設定されることが望まれる。(1. 教育研究上の目的と三つの方針)
2. 教育研究上の目的及び三つの方針についての定期的な検証は、毎年実施することが望まれる。(1. 教育研究上の目的と三つの方針)
3. 自己点検・評価運営委員会を構成する学内メンバーは、学長及び各主要委員会委員長であるため、第三者的視点で適切に自己点検・評価を行えるように委員の構成を検討することが望まれる。(2. 内部質保証)

4. 4年次前期に「実務事前学習」に関する内容が補講として実施されているが、必修とすべき内容であるので、正規科目として扱うことが望まれる。(3. 薬学教育カリキュラム 3-1 教育課程の編成)
5. 科目の体系性と順次性を示したカリキュラム・ツリー(基礎資料1)をシラバス等で学生へ明示して、ガイダンス等で薬学教育カリキュラムの体系性及び科目の順次性を学生に説明することが望まれる。(3. 薬学教育カリキュラム 3-1 教育課程の編成)
6. ヒューマニズム教育・医療倫理に係る教育において、学年進行に伴った順次性・連続性のある科目設定は不十分であり、さらに検討することが望まれる。(3. 薬学教育カリキュラム 3-1 教育課程の編成)
7. 第1期評価の指摘に基づいて、多くの科目でアクティブラーニングが導入されたが、アクティブラーニングによる学習が特に有効であると考えられるCP3及びCP4に係る科目で導入されている時間数が相対的に少ないので、それらの科目において、アクティブラーニングなどの適した学習方略を用いられることが望まれる。(3. 薬学教育カリキュラム 3-2 教育課程の実施)
8. 実務実習報告会の開催意義を鑑みて学年全体で開催し、学生、教員、実習施設指導者が実習内容に関して情報共有することが望まれる。(3. 薬学教育カリキュラム 3-2 教育課程の実施)
9. 本試験で合格した学生との公平性から、再試験の最高点を69点とするのは適切とは言えないので、改善することが望まれる。(3. 薬学教育カリキュラム 3-2 教育課程の実施)
10. 卒業論文に関して、統一の評価基準がないので、客観的指標を作成して一定の基準で評価を行うことが望まれる。(3. 薬学教育カリキュラム 3-2 教育課程の実施)
11. 一般選抜試験では面接が行われておらず、AP3とAP4に掲げられている資質・能力の評価が十分とは言えないので、面接等の方法によってそれらを適切に評価することが望まれる。(4. 学生の受入れ)
12. 再入学に関する実施要領は、その都度定められることになっているので、あらかじめ実施要領を定めることが望まれる。(4. 学生の受入れ)
13. 入学者の資質・能力は、学修成果の評価のような方法によって、直接検証されていないので、検証が十分とは言えない。現在行われている検証方法以外に学修成果の評価などを用いて検証して、その結果に基づき必要に応じて入学者受入れの改善・向上等を図ることが望まれる。(4. 学生の受入れ)

14. 自己点検・評価運営委員会を中心として進級率、卒業率、施設の状況などの他の指標も考慮して、入学者数の適切性を検証することが望まれる。(4. 学生の受入れ)
15. 専任教員1名に対する学生数が10名以内には達していない。また、1分野につき教員3名の体制の実現に向けての十分な改善が進んでいるとは言えないので、教育効果や卒業研究の質や安全面から、専任教員の増員が望まれる。(5. 教員組織・職員組織)
16. 学生満足度調査アンケートの回答率が14%程度で低い状況であるので、回答率を高めるようにすることが望まれる。(6. 学生の支援)
17. 内容に関わらず学生の意見を提出できる意見箱等を設置して、学生が匿名でも直接意見を大学に伝えられる仕組みを設けることが望まれる。(6. 学生の支援)
18. 1～3年次生の基礎系実験実習を指導する教員の数が少なく、安全管理上問題であるので、基礎系実験実習を担当する教員数の増員が望まれる。(6. 学生の支援)
19. 実習室はスケジュール的に余裕があるとは言えない状態なので、拡充が望まれる。(7. 施設・設備)

3) 改善すべき点

1. CP(特にCP1、2、3)において教育方法に関する設定が不十分であるので、教育方法を具体的に設定する必要がある。(1. 教育研究上の目的と三つの方針)
2. APに定められた能力をもつ学生をどのように評価・選抜するかが具体的に設定されていないので改善する必要がある。(1. 教育研究上の目的と三つの方針)
3. 定期的な自己点検・評価のスケジュールにしたがって、「京都薬科大学内部質保証のための方針」に沿った自己点検・評価を計画的に行うことが必要である。(2. 内部質保証)
4. 「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」に基づいて行われている自己点検及び各委員会での自己点検・評価は機関別評価の基準に基づくものにとどまっているので、薬学教育に関わる評価基準も加えて、教育研究活動を質的・量的に解析できる自己点検・評価を行うことが必要である。(2. 内部質保証)
5. 大学が自主的に行った自己点検・評価の結果についても定期的にホームページ等で公表することが必要である。(2. 内部質保証)
6. 大学が自主的に設定した評価基準の下で、整備された「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」等を用いて実施した自己点検・評価の結果に基づいて、教育研究活動の改善を行うことが必要である。(2. 内部質保証)

7. 選択科目「薬学演習」を選択している学生と、選択していない学生で「総合薬学研究 B」の単位数が異なっているのは、科目の単位数の設定において不適切であるので、同一科目の単位数は同じになるよう改善する必要がある。(3. 薬学教育カリキュラム 3-1 教育課程の編成)
8. 4年次後期及び6年次後期の平日の時間割において、非常勤講師でない予備校講師が担当している相当数の授業が必修科目である「薬学総合演習」や「アドバンスト薬学」と区別できない形で記載されているのは適切ではないので、予備校講師による授業を時間割から除くように至急改善する必要がある。(3. 薬学教育カリキュラム 3-1 教育課程の編成)
9. 一部の科目のシラバスにおいて、「学習項目・学生の到達目標」などの記載に不備があるので、必要事項が記載されているかを精査してシラバスを改善する必要がある。(3. 薬学教育カリキュラム 3-1 教育課程の編成)
10. 学修成果の向上にとって重要である教育課程及びその内容、方法の適切性は検証されているとは言い難いので、カリキュラム全体について検証し、その結果に基づき必要に応じて改善・向上を行うように改善する必要がある。(3. 薬学教育カリキュラム 3-1 教育課程の編成)
11. 一部の卒業論文に複数の学生が共同して作成しているものがあるが、卒業論文は個人で作成することが必要である。(3. 薬学教育カリキュラム 3-2 教育課程の実施)
12. 「基礎演習」「早期体験学習」「実務実習」「総合薬学研究A」「総合薬学研究B」などの科目において、シラバスに評価項目は記載されているが、それらの評価の割合および評価方法が記載されておらず、改善する必要がある。この点については、すでに第1期評価において指摘されているが、未だ十分な改善が行われておらず、早急に改善することが必要である。(3. 薬学教育カリキュラム 3-2 教育課程の実施)
13. 成績評価に対する異議申立は科目担当教員が受け付ける仕組みしかないのは適切ではないので、科目担当教員を介さずに学生が成績評価に対する異議申立をできる仕組みを整備することが必要である。(3. 薬学教育カリキュラム 3-2 教育課程の実施)
14. カリキュラムマップを学修成果の評価に活用できるように再検討し、加えてDP1～DP5に示されている資質・能力を評価するための科目、課題、ルーブリック評価等の学修成果を評価する方法を構築し、学修成果を適切に評価していくことが必要である。
(3. 薬学教育カリキュラム 3-3 学修成果の評価)
15. 「京都薬科大学アセスメント・ポリシー」に設定されている項目の評価結果を分析し、

教育課程の編成及び実施の改善・向上を目指していることは一定の評価はできるが、それだけでは学修成果の評価とカリキュラムの改善・向上には不十分であるので、D Pに示されている資質・能力の達成度評価を適切に行って、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用することが必要である。(3. 薬学教育カリキュラム 3-3学修成果の評価)

V. 認定評価の結果について

京都薬科大学薬学部（以下、貴学）は、2021年度に本機構の、「薬学教育評価 評価基準」（以下、「評価基準」）に基づく6年制薬学教育プログラムの自己点検・評価を実施し、「薬学教育評価申請書」を本機構に提出しました。

I～IVに記載した内容は、貴学が自己点検・評価の結果により作成し本機構に提出した「調書」（「自己点検・評価書」及び「基礎資料」）と添付資料に基づいて行った本評価の結果をまとめたものです。

1) 評価の経過

本評価は、本機構が実施する研修を修了した4名の評価実施員（薬学部の教員3名、現職の薬剤師1名）で構成される評価チームによるピア・レビューを基本にして行いました。

まず、書面調査として、個々の評価実施員が「調書」に基づいて「評価基準」の達成状況を検証して所見を作成し、それらを評価チーム会議で検討して評価チームの所見をとりまとめました。評価チームは、書面調査の所見を整理した結果に貴学への質問事項などを加えた「評価チーム報告書案」を作成し、これを貴学に送付して、質問への回答と「評価チーム報告書案」に対する貴学の意見（第1回目のフィードバック）を求めました。

評価チームは、貴学からの回答と追加された資料、並びに「評価チーム報告書案」に対する意見を検討して「評価チーム報告書案」の所見を修正し、その結果を踏まえて、書面調査では十分に評価できなかった点を含めて貴学の6年制薬学教育プログラムの状況を確認するための訪問調査を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、オンラインでの訪問調査を実施することとなりました。「訪問時閲覧資料」のうち、可能なものは事前に電子媒体としてご提供いただいて閲覧し、大学関係者・若手教員との意見交換、並びに学生との面談をオンラインで行いました。また、「訪問時閲覧資料」のうち、電子媒体でお送りいただく事が困難であった資料の閲覧のために、評価実施員1名が貴学を直接訪問して追加の訪問調査を行いました。訪問調査を終えた評価チームは、訪問調査で得た情報と書面調査の所見を総合的に検討し、「評価チーム報告書」を作成して評価委員会に提出しました。

「評価チーム報告書」の提出を受けた評価委員会は、評価チームの主査を含めた拡大評価委員会を開いて、評価チームの判断を尊重しつつ、「評価結果」に大学間での偏りが生じないことに留意して「評価チーム報告書」の内容を検討し、「評価報告書（評価委員会案）」を作成しました。次いで、評価委員会は「評価報告書（評価委員会案）」を貴学に送付し、

事実誤認あるいは誤解を生じる可能性がある表現などに対する「意見申立て」（第2回目のフィードバック）を受けました。

評価委員会は、申立てられた意見を検討して「評価報告書（評価委員会案）」を修正するための拡大評価委員会を開催し、「評価報告書原案」を確定しました。

本機構は、外部有識者を含む評価の最高意思決定機関である総合評価評議会において「評価報告書原案」を慎重に審議し、「評価報告書」を確定しました。

本機構は、「評価報告書」を貴学に送付するとともに社会に公表し、文部科学省及び厚生労働省に報告します。

なお、評価の具体的な経過は「3）評価のスケジュール」に示します。

2) 「評価結果」の構成

「評価結果」は、「Ⅰ．総合判定の結果」、「Ⅱ．総評」、「Ⅲ．『項目』ごとの概評」、「Ⅳ．大学への提言」で構成されており、それらの意味は以下の通りとなっています。

「Ⅰ．総合判定の結果」には、貴学の薬学教育プログラムが総合的に本機構の「評価基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ．総評」には、本機構の「評価基準」に対する貴学の達成状況を簡潔に記しています。

「Ⅲ．『項目』ごとの概評」には、「評価基準」を構成する項目1、2、3-1、3-2、3-3、4、5、6、7、8について、【基準】に対する達成状況の概要を記しています。

「Ⅳ．大学への提言」は、「評価結果」に関する本機構からの特記事項で、「1）長所」、「2）助言」、「3）改善すべき点」に分かれています。

「1）長所」は、貴学の特色となる優れた取り組みと評価されたものを記載しています。

「2）助言」は、「評価基準」を達成する最低要件は満たしているが、目標を達成するためには改善が望まれることを示すものです。「助言」の内容に対する改善の実施は貴学の判断に委ねますが、個々の「助言」への対応状況についての報告書の提出が必要です。

「3）改善すべき点」は、「評価基準」が求める最低要件を満たしていないと判断された問題点で、貴学に対して「評価基準」を達成するための改善を義務づけるものです。「改善すべき点」については、早急に改善に取り組み、「評価基準」を達成したことを示す成果を「提言に対する改善報告書」として所定の期限内に本機構に提出することが必要です。

なお、本「評価結果」は、貴学の「自己点検・評価書」及び「基礎資料」に記載された2021年度における薬学教育プログラムを対象にして、書面調査ならびに訪問調査において確認した状況に基づいて作成したものであるため、現時点ではすでに改善されている点が

提言の指摘対象となっている場合があります。また、別途提出されている「調書」の誤字、脱字、数値の誤記などに関する「正誤表」は、本「評価報告書」及び「調書」を本機構のホームページに公表する際に、合わせて公表します。

3) 評価のスケジュール

貴学の薬学教育プログラム評価を以下のとおり実施しました。

- 2020年1月30日 本評価説明会を実施
- 2022年2月25日 貴学より調書の草案の提出。機構事務局は内容を確認
- 3月30日 機構事務局より貴学へ草案の確認終了を通知
- 4月4日 貴学より「薬学教育評価申請書」の提出
- 4月26日 貴学より評価資料（調書および添付資料）の提出
評価実施員は評価所見の作成開始
- ～6月28日 主査は各実施員の評価所見を基に「評価チーム報告書案」の原案を作成
- 7月1日 評価チーム会議を開催し、主査の原案を基に「評価チーム報告書案」を作成
- 7月26日 評価チームは「評価チーム報告書案」を機構事務局へ提出
機構事務局より貴学へ「評価チーム報告書案」を送付
- 8月9日 貴学より「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」の提出
- 9月14日 評価チーム会議を開催し、貴学からの「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」を検討し、訪問時の調査項目を確認
- 10月24日・25日 貴学とのオンライン面談を実施
- 11月1日 主査1名による貴学への訪問調査実施
- 11月9日 評価チーム会議を開催し、「評価チーム報告書」を作成
- 11月22日 「評価チーム報告書」を評価委員会へ提出
- 12月2日・6日 評価委員会（拡大）を開催し、「評価チーム報告書」を検討
- 12月26日 評価委員会（拡大）を開催し、「評価報告書（評価委員会案）」を作成
- 2023年1月5日 機構事務局より貴学へ「評価報告書（評価委員会案）」を送付
- 1月19日 貴学より「意見申立書」の提出
- 2月2日 評価委員会（拡大）を開催し、意見申立てに対する「回答書」および「評価報告書原案」を作成
- 2月9日 機構事務局より貴学へ意見申立てに対する「回答書」を送付
- 2月15日 「評価報告書原案」を総合評価評議会へ提出
- 3月1日 総合評価評議会を開催し、「評価報告書」を決定
- 3月14日 機構事務局より貴学へ「評価報告書」を送付

*本評価説明会、評価チーム会議、評価委員会、総合評価評議会は全てオンラインで実施しました。

4) 提出資料一覧

(調書)

自己点検・評価書

薬学教育評価 基礎資料

(根拠資料)

提出資料一覧(様式2-1、2-2)を以下に転載

追加資料一覧を以下に転載

(様式 2 - 1)

薬学教育評価 提出資料一覧

大学名 京都薬科大学

資料 No.	必ず提出する添付資料	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料 1	薬学部パンフレット (大学案内)	基準 1-2
資料 2	学生便覧	基準 1-1, 基準 1-2, 基準 3-2-3, 基準 3-2-4, 基準 4-1, 基準 6-1, 基準 7-1
資料 3	履修要綱 (京都薬科大学履修規程)	基準 3-1-1, 基準 3-2-2, 基準 3-2-3, 基準 3-2-4, 基準 5-1
資料 4	新入生および各学年 4 月ガイダンス (科目履修・学生生活) 資料	基準 3-2-3, 基準 3-2-4, 基準 3-2-5
資料 5	シラバス	基準 1-1, 基準 1-2, 基準 3-1-1, 基準 3-2-1, 基準 3-2-2, 基準 3-2-3, 基準 3-2-4, 基準 3-2-5, 基準 3-3-1, 基準 6-1, 基準 7-1
資料 6	時間割表	基準 3-1-1, 基準 7-1
資料 7	評価対象年度に用いた実務実習 (薬局・病院) の概略評価表	基準 3-2-1
資料 8	入学志望者に配布した学生募集要項 ①2022 年度学校推薦型選抜要項 [指定校制] ②2022 年度入学者選抜要項	基準 4-1

資料 No.	根拠となる資料・データ等	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料 9	京都薬科大学学則	基準 1-1, 基準 3-2-2, 基準 4-1, 基準 6-1
資料 10	大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/compendium/education_idea/) 教育理念・教育目的	基準 1-1
資料 11	薬学教育評価 改善報告書 (第 1 期)	基準 1-1, 基準 1-3, 基準 2-1, 基準 2-2, 基準 3-1-1, 基準 3-2-1, 基準 3-2-2, 基準 3-3-1, 基準 5-1, 基準 6-1, 基準 7-1

資料 No.	根拠となる資料・データ等	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料 12	京都薬科大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/admission_policy/) 3つのポリシー	基準 1-2
資料 13	自己点検・評価運営委員会規程	基準 1-3, 基準 2-1
資料 14	日本製薬工業協会 学部・大学院のカリキュラム編成に係るヒアリング	基準 1-3
資料 15	京都府薬剤師会 3 ポリシーヒアリング (議事録)	基準 1-3
資料 16	2021 年度 7 月度教授会資料 7 「CP・DP の点検について」	基準 1-3
資料 17	2021 年度 9 月度教授会資料 9 「アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針) の点検結果について」	基準 1-3
資料 18	2021 年度第 3 回自己点検・評価運営委員会資料 3 「学内自己点検通常サイクルスケジュール」	基準 1-3, 基準 2-1, 基準 4-2
資料 19	京都薬科大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/information_discovery/self_check/) 内部質保証の方針および自己点検・評価のサイクル	基準 2-1
資料 20	京都薬科大学教務部委員会要綱	基準 2-1, 基準 6-1
資料 21	京都薬科大学学生部委員会要綱	基準 2-1, 基準 6-1
資料 22	京都薬科大学入学試験委員会要綱	基準 2-1, 基準 4-1
資料 23	京都薬科大学進路支援部委員会要綱	基準 2-1, 基準 6-1
資料 24	京都薬科大学入試広報委員会要綱	基準 2-1
資料 25	京都薬科大学長期実務実習委員会要綱	基準 2-1
資料 26	京都薬科大学教養教育及び初年次教育等検討委員会要綱	基準 2-1
資料 27	京都薬科大学図書館運営委員会規程	基準 2-1, 基準 7-1
資料 28	京都薬科大学共同利用機器運営委員会規程	基準 2-1, 基準 7-1
資料 29	京都薬科大学薬用植物園運営委員会規程	基準 2-1
資料 30	京都薬科大学放射性同位元素委員会規程	基準 2-1
資料 31	京都薬科大学バイオサイエンス研究センター規程	基準 2-1
資料 32	京都薬科大学創薬科学フロンティア研究センター運営委員会要綱	基準 2-1
資料 33	京都薬科大学知的財産・産学官連携センター規則	基準 2-1, 基準 5-2, 基準 8-1
資料 34	京都薬科大学国際交流センター規則	基準 2-1, 基準 8-1
資料 35	京都薬科大学生涯教育センター運営委員会規程	基準 2-1
資料 36	本学内部質保証の方針および自己点検・評価サイクルについて (学内通知文)	基準 2-1

資料 No.	根拠となる資料・データ等	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料 37	京都薬科大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/assessment_policy/) アセスメント・ポリシー	基準 2-1, 基準 3-3-1
資料 38	2019 年度 3 月自己点検・評価運営委員会 (メール会議) 資料「委員会所見 教育評価 (機関・課程・科目まとめ)」	基準 2-1, 基準 2-2
資料 39	アセスメント・ポリシーによる点検結果に対する委員会委員所見について	基準 2-1
資料 40	認証評価対応システム (トップページ)	基準 2-1
資料 41	京都薬科大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/information_discovery/self_check/jabpe.html) 自己点検・評価/薬学教育評価機構	基準 2-1
資料 42	京都薬科大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/information_discovery/self_check/jabpe2.html) 自己点検・評価/大学基準協会	基準 2-1
資料 43	2021 年度 7 月度教務部委員会資料 6「2020 年度 在学中の学修に関するアンケート」	基準 2-2
資料 44	入学年度別 ストレート進級率・卒業率・国家試験合格率	基準 2-2
資料 45	2021 年度 9 月度教授会資料 24: 教務部報告 (1 年次生夏季学修支援プログラム報告)	基準 2-2
資料 46	大学基準協会「改善報告書」(2019 年度提出)	基準 2-2
資料 47	2021 年 2 月度教授会資料 20: 教務部報告 (2021 年度薬学演習対象者・要指導対象者の選考について)	基準 3-1-1
資料 48	京薬生のためのアカデミック・スキル	基準 3-1-1
資料 49	理系薬学版アカデミック・スキル	基準 3-1-1
資料 50	カリキュラム・マップ 2017 年度以降入学生	基準 3-1-1, 基準 3-3-1
資料 51	教務部 FD 実施記録 (2020,2021 年度)	基準 3-2-1, 基準 5-2
資料 52	2021 年度薬学総合演習講義資料_感染症	基準 3-2-1
資料 53	薬学実務実習に関するガイドライン	基準 3-2-1
資料 54	臨床準備教育における概略評価表	基準 3-2-1
資料 55	病院・薬局実務実習訪問指導実施マニュアル	基準 3-2-1, 基準 8-1
資料 56	実務実習 WEB システム	基準 3-2-1
資料 57	2021 年度 病院薬局実務実習直前講義資料	基準 3-2-1, 基準 3-2-5
資料 58	2021 年度 分野等説明会の開催方法等について	基準 3-2-1

資料 No.	根拠となる資料・データ等	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料 59	2021 年度シラバスの作成について	基準 3-2-1, 基準 3-2-2
資料 60	基礎演習評価ルーブリック	基準 3-2-2
資料 61	総合薬学研究評価票	基準 3-2-2, 基準 3-2-4
資料 62	2021 卒業論文発表会実施概要	基準 3-2-2, 基準 8-1
資料 63	2021 年度卒業論文発表会評価票	基準 3-2-2
資料 64	京都薬科大学教授会規程	基準 3-2-3, 基準 3-2-4
資料 65	2021 留年者ガイダンス資料_履修について	基準 3-2-3, 基準 3-2-5
資料 66	2021 年度新入生オリエンテーション日程表・配布資料一覧	基準 3-2-5, 基準 6-1
資料 67	2021 年度新入生父母会送付資料	基準 3-2-5
資料 68	2021 年度後期 履修ガイダンス資料 (1,2 年次)	基準 3-2-5
資料 69	4 年次実務実習ガイダンス資料	基準 3-2-5
資料 70	2020 年度卒業留年生への対応資料一式	基準 3-2-5, 基準 6-1
資料 71	2021 年度年間行事予定表	基準 3-3-1
資料 72	京都薬科大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/information_discovery/cbt_osce/) 共用試験結果	基準 3-3-1
資料 73	2022 年度入学試験実施概要	基準 4-1
資料 74	京都薬科大学における休学、退学及び再入学に関する取扱要綱	基準 4-1
資料 75	京都薬科大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/exam_information/web/index.html) 入学者選抜要項掲載ページ	基準 4-1
資料 76	2022 年度学校推薦型選抜の面接委員業務について (通知)	基準 4-1
資料 77	2021 年 4 月入学試験委員会議題	基準 4-1
資料 78	2021 年 10 月入学前教育運営委員会議題	基準 4-1
資料 79	入学前課題実行 WG・スクーリング実行 WG 委員会名簿	基準 4-1
資料 80	2022 年度推薦入学生 入学前課題・スクーリング・実力確認試験 案内文	基準 4-1
資料 81	2022 年度入学前スクーリング (オンライン) 案内文	基準 4-1
資料 82	第 4 期中期計画	項目 4, 項目 5
資料 83	京都薬科大学教員選考規程	基準 5-1
資料 84	京都薬科大学教員選考基準	基準 5-1
資料 85	教員公募要項	基準 5-1
資料 86	京都薬科大学教員組織規程	基準 5-1
資料 87	学校法人京都薬科大学臨時職員取扱規程	基準 5-1, 基準 5-2, 基準 8-1

資料 No.	根拠となる資料・データ等	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料 88	特定教員、特命教員一覧（常勤・非常勤）	基準 5-1
資料 89	京都薬科大学幹事会規程	基準 5-1
資料 90	2022 年度 特命教員（常勤）公募要項	基準 5-1
資料 91	学校法人京都薬科大学における教員の任期に関する規程	基準 5-2
資料 92	学校法人京都薬科大学任期制教員の再任に係る業績審査取扱要綱	基準 5-2
資料 93	学校法人京都薬科大学教育職員評価実施要綱	基準 5-2
資料 94	2021 年度シラバスチェック依頼及び確認報告書	基準 5-2
資料 95	2021 年度予算査定基準	基準 5-2
資料 96	京都薬科大学教育研究業績録（第 39 集）	基準 5-2
資料 97	京都薬科大学学術情報リポジトリ（ https://kyoto-phu.repo.nii.ac.jp/ ）	基準 5-2
資料 98	2021 年度科研費採択状況	基準 5-2
資料 99	2021 年度 学長裁量経費「教育改革推進事業」公募要領	基準 5-2
資料 100	学校法人京都薬科大学科学振興基金規程	基準 5-2, 基準 8-1
資料 101	大学公式ウェブサイト（ https://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/project4/index.html ）教育・研究プロジェクト／私立大学研究ブランディング事業	基準 5-2
資料 102	大学公式ウェブサイト（ https://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/project2/index.html ）教育・研究プロジェクト／私立大学戦略的研究基盤形成支援事業	基準 5-2
資料 103	学校法人京都薬科大学事務組織規則	基準 5-2, 基準 8-1
資料 104	京都薬科大学 FD 委員会要綱	基準 5-2
資料 105	京都薬科大学 SD 推進委員会要綱	基準 5-2
資料 106	FD、SD 研修一覧	基準 5-2
資料 107	教育効果を高めるためのオンライン授業のデザイン（2021 年 1 月 13 日）	基準 5-2
資料 108	遠隔授業における著作権の取扱いについて（2021 年 2 月 19 日）	基準 5-2
資料 109	研究倫理教育の受講案内	基準 5-2
資料 110	病院実務研鑽依頼状	基準 5-2
資料 111	Lehmann プログラム 2021 年度シラバス	基準 5-2
資料 112	京都薬科大学研究審査委員会要綱	基準 5-2
資料 113	学校法人京都薬科大学学外共同研究取扱規則	基準 5-2
資料 114	第 3 期中期計画	基準 6-1

資料 No.	根拠となる資料・データ等	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料 115	京都薬科大学学生相談室要綱	基準 6-1
資料 116	京都薬科大学学生相談員規程	基準 6-1
資料 117	学生相談員制度ガイドライン	基準 6-1
資料 118	2021 年度前期留年確定者指導要領	基準 6-1
資料 119	2021 年度前期留年・警告通知	基準 6-1
資料 120	2020 年度留年決定者への対応資料	基準 6-1
資料 121	前期定期試験後成績共有メール通知文	基準 6-1
資料 122	学生相談室：実施 SD 一覧（2015-2020）	基準 6-1
資料 123	京都薬科大学奨学金規則	基準 6-1
資料 124	京都薬科大学奨学金規則施行細則	基準 6-1
資料 125	京都薬科大学法令等に係る授業料等減免規則	基準 6-1
資料 126	京都薬科大学授業料減免及び徴収猶予規則	基準 6-1
資料 127	京都薬科大学公式ウェブサイト（ https://www.kyoto-phu.ac.jp/campus_life/scholarship/ ）奨学金	基準 6-1
資料 128	2021 年度新入生オリエンテーション学生部スライド	基準 6-1
資料 129	京都薬科大学における 障がい学生の支援に関する基本指針	基準 6-1
資料 130	「京都府福祉のまちづくり条例」適合証写真	基準 6-1
資料 131	「バリアフリーの促進」検査済証写真	基準 6-1
資料 132	京都薬科大学動物実験実施規程	基準 6-1
資料 133	実習書「実習を始めるにあたって」抜粋	基準 6-1
資料 134	京都薬科大学遺伝子組換え実験管理規則	基準 6-1
資料 135	京都薬科大学病原体等安全管理規程	基準 6-1
資料 136	京都薬科大学放射線障害予防規程	基準 6-1
資料 137	学校法人京都薬科大学防災規程	基準 6-1
資料 138	学校法人京都薬科大学消防計画	基準 6-1
資料 139	学校法人京都薬科大学危機管理基本方針	基準 6-1
資料 140	学校法人京都薬科大学危機管理規則	基準 6-1
資料 141	危機管理基本マニュアル	基準 6-1
資料 142	2021 年度防災訓練実施計画	基準 6-1
資料 143	2021 防災カード	基準 6-1
資料 144	応急手当講習会スライド	基準 6-1
資料 145	学生相談室だより	基準 6-1

資料 No.	根拠となる資料・データ等	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料 146	2020 年度心身の状態や生活状況等に関するアンケート質問内容	基準 6-1
資料 147	2020 年 9 月心身の状態や生活状況等に関するアンケート結果報告書	基準 6-1
資料 148	セルフモニタリングプログラム案内	基準 6-1
資料 149	ストレスマネジメント講座案内	基準 6-1
資料 150	京都薬科大学ハラスメントの防止措置等に関する規程	基準 6-1
資料 151	セクシュアルハラスメントの防止等に関する取扱について	基準 6-1
資料 152	ハラスメント研修一覧	基準 6-1
資料 153	2021 年度学生健診案内	基準 6-1
資料 154	HB ワクチン接種案内	基準 6-1
資料 155	電離放射線健康診断通知 2021	基準 6-1
資料 156	第 13 回学生満足度調査報告書	基準 6-1
資料 157	外部サイト (XXXXXXXXXX) 自動応答サービス AI-Q	基準 6-1
資料 158	2021 年度キャリア支援プログラム	基準 6-1
資料 159	2020 クラブ活動におけるルールブック	基準 6-1
資料 160	2021.4 月からの課外活動の方針について	基準 6-1
資料 161	学長裁量経費「学生チャレンジ」公募要領	基準 6-1
資料 162	学内ジョブの活動状況	基準 6-1
資料 163	リーダーシップ研修チラシ	基準 6-1
資料 164	2021 年 10 月 4 日～29 日 自習室利用申請要領	基準 7-1
資料 165	京都薬科大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/library/guidance.html) 図書館 利用案内	基準 7-1
資料 166	京都薬科大学図書館規則	基準 7-1
資料 167	京都薬科大学図書館利用要綱	基準 7-1
資料 168	京都薬科大学共同利用機器センター規程	基準 7-1
資料 169	学校法人京都薬科大学 ガバナンス・コード	基準 8-1
資料 170	京都薬科大学国際化ビジョン	基準 8-1
資料 171	京都薬科大学生涯教育センター規程	基準 8-1
資料 172	京都薬科大学と京都府立医科大学の学術交流に関する包括協定書	基準 8-1
資料 173	滋賀医科大学と京都薬科大学との教育研究協力に関する包括協定書	基準 8-1

資料 No.	根拠となる資料・データ等	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料 174	ヘルスサイエンス系の教育研究の連携に関する協定書	基準 8-1
資料 175	2021 年度 4 大学連携研究フォーラム開催通知・概要	基準 8-1
資料 176	京都橘大学と京都薬科大学との教育研究協力に関する包括協定書	基準 8-1
資料 177	京都市「学まち連携大学」促進事業 市民向け共同公開講座	基準 8-1
資料 178	星薬科大学、明治薬科大学との薬学領域の教育研究の連携に関する協定書	基準 8-1
資料 179	国立病院機構京都医療センターと京都薬科大学との学術交流等に関する包括協定書	基準 8-1
資料 180	洛和会音羽病院と京都薬科大学との学術交流等に関する包括協定書	基準 8-1
資料 181	日本赤十字社 京都第二赤十字病院と京都薬科大学との学術交流等に関する包括協定書	基準 8-1
資料 182	医療法人社団 都会と京都薬科大学との学術交流等に関する包括協定書	基準 8-1
資料 183	株式会社ゆうホールディングスと京都薬科大学との学術交流等に関する包括協定書	基準 8-1
資料 184	京都大学医学部附属病院と京都薬科大学との学術交流等に関する包括協定書	基準 8-1
資料 185	学部学生の実習に関する契約書について（都会）	基準 8-1
資料 186	学部学生の実習に関する契約書について（ゆうホールディングス）	基準 8-1
資料 187	第 9 回京都臨床医薬カンファレンス ポスター	基準 8-1
資料 188	パレクセル・インターナショナル株式会社との包括協定書	基準 8-1
資料 189	クリニカル・リサーチ・マネジメントプログラム（CRMP）募集案内	基準 8-1
資料 190	京都市山科区役所と京都薬科大学との連携・協力に関する協定書	基準 8-1
資料 191	京都府と京都薬科大学との就職支援に関する協定書	基準 8-1
資料 192	公益社団法人薬剤師認定制度認証機構認定状	基準 8-1
資料 193	京都薬科大学公式ウェブサイト（ https://skc.kyoto-phu.ac.jp/program/index.php ）生涯教育センター：2021 年度生涯研修プログラム	基準 8-1

資料 No.	根拠となる資料・データ等	自由記入欄 (当該項目の控など)
資料 194	京都薬科大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/rishushoumei/) Lehmann プログラム	基準 8-1
資料 195	2019 年度・2020 年度公開講座ポスター	基準 8-1
資料 196	やましな健康フェスタ実行委員会資料	基準 8-1
資料 197	在宅医療推進セミナー、市民公開講座等ポスター	基準 8-1
資料 198	リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2021 京都ポスター	基準 8-1
資料 199	薬物乱用防止教室ニュースリリース	基準 8-1
資料 200	PCR 検査室開設ニュースリリース	基準 8-1
資料 201	京都薬科大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/compendium/coronavirus.html) コロナ対応	基準 8-1
資料 202	京都薬科大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/english/) 英語版	基準 8-1
資料 203	京都薬科大学公式ウェブサイト (https://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/kokusai/) 国際交流	基準 8-1
資料 204	京都薬科大学外国人留学生奨学金取扱要綱	基準 8-1
資料 205	京都薬科大学私費外国人留学生授業料減免及び徴収猶予取扱要綱	基準 8-1
資料 206	2019 フライブルク大学サマープログラム概要	基準 8-1
資料 207	2019MCPHS 大学サマープログラム概要	基準 8-1
資料 208	京都薬科大学海外短期留学奨学金取扱要綱	基準 8-1
資料 209	ドイツ薬局研修概要	基準 8-1

(様式 2 - 2)

薬学教育評価 訪問時閲覧資料一覧

大学名 京都薬科大学

訪問時 閲覧資料 No.	訪問時に閲覧を求める資料・データ等 (全大学共通 必須)	備考 (主な基準・観点)
訪問時 1	評価対象年度の教授会・各種主要委員会議事録	(各【基準】)
訪問時 2	成績判定に使用した評価点数の分布表 (ヒストグラム)	
訪問時 3	授業で配付した資料 (レジュメ)・教材 (指定科目のみ)	
訪問時 4	追・再試験を含む定期試験問題、答案 (指定科目のみ)	
訪問時 5	成績評価の根拠となる項目別採点結果表 (指定科目のみ)	
訪問時 6	評価対象年度のすべての学生の卒業論文	
訪問時 7	実務実習の実施に関わる資料	
訪問時 8	薬学臨床教育の成績評価資料	
訪問時 9	学士課程修了認定 (卒業判定) 資料	基準 3-2-4
訪問時 10	入試問題 (評価対象年度の翌年度の入学生を対象とする入試)	
訪問時 11	入試面接実施要綱 (2022 年度入学者選抜面接要領)	基準 4-1
訪問時 12	入学者を対象とする入試結果一覧表 (合否判定資料で、受験者個人の試験科目の成績を含む)	
訪問時 13	学生授業評価アンケートの集計結果	基準 2-2
訪問時 14	教員による担当科目の授業の自己点検報告書	訪問時 13 に記載
訪問時 15	教職員の研修 (FD・SD) の実施記録・資料 (添付不可の時)	資料 106 として提出

訪問時 閲覧資料 No.	訪問時に閲覧を求める資料・データ等	備考 (主な基準・観点)
訪問時 16	2021 年度 1-4 年_留年者履修に関する個別表	基準 3-2-5
訪問時 17	2021 年度_再入学_留年者履修に関する個別表	基準 3-2-7

(様式 2-2 別紙)

訪問時閲覧資料 1 の詳細 (様式 2-2 別紙)

大学名 京都薬科大学

訪問時閲覧資料 No.	訪問時に閲覧を求める資料・データ等	備考 (主な基準・観点)
訪問時 1-1	2021 年度 11 月度教務部委員会議事録	基準 1-3, 基準 3-1-1, 基準 3-3-1
訪問時 1-2	2021 年度第 1 回自己点検・評価運営委員会議事録	基準 1-3, 基準 2-1
訪問時 1-3	2021 年度第 4 回自己点検・評価運営委員会議事録	基準 1-3
訪問時 1-4	2021 年度第 3 回自己点検・評価運営委員会議事録	基準 2-1
訪問時 1-5	2021 年度 4 月入学試験委員会議事録	基準 2-1, 基準 4-2
訪問時 1-6	2021 年度 10 月入学試験委員会議事録	基準 2-1
訪問時 1-7	2021 年度学生部委員会議事録	基準 2-1
訪問時 1-8	2021 年度図書館運営委員会議事録	基準 2-1
訪問時 1-9	第 30 回授業評価委員会 議事録	基準 2-2
訪問時 1-10	2021 年度 7 月度教務部委員会議事録	基準 2-2, 基準 3-3-1
訪問時 1-11	2005 年 6 月度教授会議事録	基準 3-2-2
訪問時 1-12	2021 年度進級査定会議事録	基準 3-2-3
訪問時 1-13	2022 年度入学査定会議事録	基準 4-1

(様式 2 - 1)

薬学教育評価 追加提出資料一覧

大学名 京都薬科大学

資料 No.	根拠となる資料・データ等	自由記入欄 (当該項目の控など)
追加 1	学生便覧データ掲載について (学内通知)	項目 1
追加 2	2022 年度自己点検・評価用資料	項目 2
追加 3	2021 年度自己点検・評価運営委員会委員名簿	項目 2
追加 4	2019 年度 4 月度教授会報告抜粋および資料 13	項目 2
追加 5	成績情報分析提案書	項目 2
追加 6	2021 年度薬学総合演習授業計画	項目 3-1
追加 7	2021 年度アドバンスト薬学授業計画	項目 3-1
追加 8	2021 年度 基礎演習_全体資料・授業計画 (例示)	項目 3-1
追加 9	実践薬学コースガイダンス資料 (19.07.04)	項目 3-1
追加 10	2021 年 11 月度教務部委員会資料 6	項目 3-1
追加 11	2021 年 11 月度教務部委員会資料 7	項目 3-1
追加 12	2021 年 12 月度教務部委員会資料 3	項目 3-1
追加 13	2019 生理学 A 資料	項目 3-2
追加 14	2019 生理学 B 資料	項目 3-2
追加 15	2019 テーラーメイド薬物治療学資料	項目 3-2
追加 16	2020 年度前期試験等の実施方法変更について	項目 3-2
追加 17	2021 年度基礎演習プロダクト (一部)	項目 3-2、項目 3-3
追加 18	2021_概略評価の方法について	項目 3-3
追加 19	2021 年度再入学試験実施に係る資料	項目 4
追加 20	学校法人京都薬科大学特定教員取扱規程	項目 5
追加 21	科学振興基金研究助成・応募一覧	項目 5
追加 22	2022 年度 4 月度教授会資料 5	項目 5
追加 23	研究助成・AMED 等一覧	項目 5
追加 24	2021 年度 3 年次分野配属時の各種講習会 manaba 画面	項目 6
追加 25	3 年次生分野配属時講習会	項目 6
追加 26	RI 教育訓練動画視聴依頼メール	項目 6
追加 27	初回治療費 (教育後援会) 資料	項目 6
追加 28	2021 年度課外活動代表者対象リーダーシップ研修の開催について	項目 6

資料 No.	根拠となる資料・データ等	自由記入欄 (当該項目の控など)
追加 29	2021 年度学生実習日程（後期 6 グループ）	項目 7
追加 30	自習室利用状況（2021.7-2022.2）	項目 7
追加 31	2021 年度山科区連絡協議会資料	項目 8
追加 32	IPE タイムスケジュール・シナリオ	項目 8
追加 33	海外留学生一覧表	項目 8

(様式 2 - 2)

薬学教育評価 追加訪問時閲覧資料一覧

大学名 京都薬科大学

訪問時 閲覧資料 No.	訪問時に閲覧を求める資料・データ等	備考 (主な基準・観点)
追加訪問時 1	教授会・各種主要委員会議事録	(各【基準】)
追加訪問時 2	2021 年度自己点検結果資料 (第 5 回自己点検・評価運営委員会)	指定資料
追加訪問時 3	2021.10.22 カリキュラム改定 FD 資料	項目 3-2、指定資料
追加訪問時 4	2020 年度卒業留年生指導記録	指定資料
追加訪問時 5	2021 年度 実務事前実習概略評価結果	指定資料
追加訪問時 6	2021 年 10 月入学試験委員会資料 9 抜粋版	指定資料
追加訪問時 7	2021 年度 FD,SD 研修一覧	指定資料
追加訪問時 8	2021.6.15 学内諸手続きに関する研修資料	指定資料
追加訪問時 9	2022.3.4 第 6 回学生との関わり方勉強会資料	指定資料
追加訪問時 1 0	2021.9.9 同時配信講義実施の説明会資料	指定資料
追加訪問時 1 1	2021 年度学生相談室利用実績	指定資料
追加訪問時 1 2	2021 年度奨学金の実績	指定資料
追加訪問時 1 3	2021 年度安全教育実施記録	指定資料
追加訪問時 1 4	避難訓練等実施記録	指定資料
追加訪問時 1 5	他大学との共同研究に関する資料	指定資料
追加訪問時 1 6	2021 年度公開講座結果	指定資料
追加訪問時 1 7	2021 生涯研修プログラム受講者数・発行単位数・認定数	指定資料

(様式 2-2 別紙)

追加訪問時閲覧資料 1 の詳細 (様式 2-2 別紙)

大学名 京都薬科大学

訪問時閲覧資料 No.	訪問時に閲覧を求める資料・データ等	備考 (主な基準・観点)
追加訪問時 1-1	2021 年度第 2 回自己点検・評価運営委員会 (メール 会議)	指定資料
追加訪問時 1-2	2021 年度第 5 回自己点検・評価運営委員会 (メール 会議)	指定資料
追加訪問時 1-3	2021 年度第 6 回自己点検・評価運営委員会議事録	指定資料
追加訪問時 1-4	2021 年度 12 月度教務部委員会議事録	項目 3-1
追加訪問時 1-5	2022 年 5 月入学試験委員会議事録	項目 4
追加訪問時 1-6	2022 年度 5 月度教授会議事録	項目 4
追加訪問時 1-7	2021 年 10 月入学試験委員会議事録	指定資料